

公 告

下記の物品購入契約について、制限付き一般競争入札を執行しますので、藤枝市病院事業契約規程（平成24年3月 病院規程第14号）第4条及び藤枝市財務規則（昭和52年 藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき公告します。

平成29年1月26日

藤枝市病院事業管理者 毛利 博

記

1 入札執行者

藤枝市病院事業管理者 毛利 博（受任者 病院総務課長）

2 担当部局

426-8677 静岡県藤枝市駿河台4-1-11
藤枝市立総合病院 病院総務課
電話番号 054-646-1111（代表）

3 競争入札に付する事項

- ・ 入 札 番 号 病総第1号
- ・ 件 名 平成28年度藤枝市立総合病院 保存飲料水・備蓄食料購入契約競争入札
- ・ 納 期 限 平成29年3月24日（金）17時15分まで
- ・ 納 品 場 所 藤枝市立総合病院 病院総務課
- ・ 対 象 保存飲料水・備蓄食料（詳細は配布する仕様書に記載）
- ・ 契約の種別 物品購入契約

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしていることについて確認を受けた者であること。

- ・ 平成28年度 藤枝市の「備蓄食料」競争入札参加資格の認定を入札参加資格確認申請書の提出期限までに受けている者。なお、今回新たに入札参加資格の認定を得る場合は、藤枝市企画財政部管財課に申請をすること。（詳細は下のURLを参照）
<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kikakuzaisei/kanzai/gyomu/2/1445914308154.html>
- ・ 静岡県内に契約の主となる営業拠点を有している者であること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154条）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- ・ 仕様書に基づき、物品等を指定した期日前に確実に納入できる者であること。
- ・ 申請日から入札執行日まで、藤枝市入札参加停止等措置要綱（平成25年 藤枝市告示第178号）に入札参加停止措置の期間中である者でないこと。

- ・ 暴力団員等（藤枝市暴力団排除条例（平成24年 藤枝市条例第40号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものでないこと。

5 入札説明書、仕様書、入札参加資格確認申請書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- ・ 配布期間
平成29年1月26日（木）から平成29年2月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 配布資料
 - ア 競争入札心得
 - イ 入札説明書
 - ウ 仕様書
 - エ 入札参加資格確認申請書
 - オ 契約書案
- ・ 配布場所
上記 2 担当部局に同じ。
- ・ 配布方法
無償で配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書及び資料を提出すること。

- ・ 提出期間
平成29年1月26日（木）から平成29年2月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・ 提出場所
上記 2 担当部局に同じ。
- ・ 提出方法
持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- ・ 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 静岡県内に営業の拠点を有することが確認できる資料（パンフレット等）

7 入札参加資格の確認結果通知

- ・ 入札参加資格の確認の結果は平成29年2月13日（月）までに入札参加資格確認通知書により通知する。
- ・ 入札参加資格がないと認められたものは、次に掲げるところにより、その理由について、書面により説明を求めることができる。
 - ア 受付期間
平成29年2月13日（月）から平成29年2月15日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで
 - イ 受付場所
上記 2 担当部局に同じ。

- ・ 回答
平成29年2月17日（金）までに行う。

8 入札手続等

- ・ 入札執行日時
平成29年2月24日（金）午前11時00分
- ・ 入札執行場所
藤枝市駿河台四丁目1番11号 藤枝市立総合病院 2階講堂
- ・ 入札方法
入札書を持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
入札執行回数は、2回を限度とする。
- ・ 入札執行日の持参書類
入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状（代理人が入札する場合）
- ・ 入札金額と契約価格
入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約価格とする。
- ・ 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 免除
- ・ 入札の無効
本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札その他競争入札心得第9条に定める入札は無効とする。
- ・ 落札者の決定方法
地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ・ 契約書作成の要否
要

(10) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約に移行し、最低価格を持って入札をしたものから見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札したものが随意契約を希望しない場合は、この限りではない。

見積書を徴取する回数は2回を限度とし、2回目においても決定しない場合は、次に安価な価格で入札したのものから同様の手続きで見積書を徴取する。以後、契約の相手方が決定するまで、同様の手続きを行う。

同価格の入札をしたものがあつた場合の見積書を徴取する順番はくじ引きで決定する。最高の価格で入札したのものから見積書を徴取してもなお契約の相手方が決定できなかった場合は、当該不落随意契約の手続きは終了とする。

9 その他

- ・ 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ・ 照会窓口
上記 2 担当部局に同じ。